20km／h未満のものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第64条の２第２項の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準とする。

２・３　（略）

４　次の各号に掲げる原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の２第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　第１項の後写鏡にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第４改訂版の規則15.に限る。）に定める基準

二・三　（略）

第２節　型式認定原動機付自転車以外の原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするものの保安基準の細目

（制動装置）

第258条　（略）

２　原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する２系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版附則３の9.に限る。）に適合するものに限る。）又は１個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第４改訂版附則３に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一～九　（略）

３・４　（略）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第259条　（略）

２～４　（略）

５　原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の２第６項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

（削除）

二～三　（略）

（緊急制動表示灯）

第265条の２　（略）

２　緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の３第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～五　（略）

20km／h未満のものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第64条の２第２項の告示で定める基準は、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則6.1.及び6.3.に限る。）に定める基準とする。

２・３　（略）

４　次の各号に掲げる原動機付自転車の後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第64条の２第４項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　第１項の後写鏡にあっては、協定規則第46号の技術的な要件（同規則第４改訂版補足第３改訂版の規則15.に限る。）に定める基準

二・三　（略）

第２節　型式認定原動機付自転車以外の原動機付自転車であって新たに運行の用に供しようとするものの保安基準の細目

（制動装置）

第258条　（略）

２　原動機付自転車（次項の原動機付自転車及び付随車を除く。）には、協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版の規則5.及び6.に限る。）に適合する制動装置（四輪の原動機付自転車にあっては、別添98「原動機付自転車の制動装置の技術基準」に定める基準及び次の基準に適合する２系統以上の制動装置）を備えなければならない。この場合において、第二種原動機付自転車には、走行中の原動機付自転車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版附則３の9.に限る。）に適合するものに限る。）又は１個の操作装置により前車輪及び後車輪を制動することができる装置（協定規則第78号の技術的な要件（同規則第３改訂版補足第３改訂版附則３に限る。）に適合するものに限る。）を備えることとする。

一～九　（略）

３・４　（略）

（ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置）

第259条　（略）

２～４　（略）

５　原動機付自転車の排気管から発散する排気ガス等により乗車人員等に傷害を与えるおそれが少なく、かつ、制動装置等の機能を阻害しないものとして、排気管の取付位置、取付方法等に関し保安基準第61条の２第６項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

二　排気管は、左向き又は右向きに開口していないこと。

三～四　（略）

（緊急制動表示灯）

第265条の２　（略）

２　緊急制動表示灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第63条の３第４項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。この場合において、緊急制動表示灯の照明部、個数及び取付位置の測定方法は、別添94「灯火等の照明部、個数、取付位置等の測定方法（第２章第２節及び同章第３節関係）」に定める基準を準用するものとする。

一～五　（略）